

改正

平成10年3月26日教委規則第3号

平成12年3月28日教委規則第2号

平成14年11月28日教委規則第10号

平成17年3月31日教委規則第2号

平成18年3月27日教委規則第1号

平成19年6月20日教委規則第8号

平成19年9月25日教委規則第9号

平成20年1月31日教委規則第1号

平成28年3月25日教委規則第5号

令和3年9月6日教委規則第4号

令和7年3月14日教委規則第3号

日高市学校給食センター条例施行規則

日高市学校給食センター設置条例施行規則(昭和46年教育委員会規則第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、日高市学校給食センター条例(昭和46年条例第27号)第5条の規定に基づき、日高市学校給食センター(以下「学校給食センター」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 学校給食センターの所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 学校給食計画に関すること。
- (2) 学校給食の調理に関すること。
- (3) 衛生管理に関すること。
- (4) 給食物資の調達、調整及び配送に関すること。
- (5) 食品の栄養研究に関すること。
- (6) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (7) 日高市学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)に関すること。
- (8) 学校給食の提供の申込み、費用の徴収及び減免に関すること。

(9) その他学校給食センターの運営に関すること。

(職制)

第3条 学校給食センターに次の表の左欄に掲げる職を置き、その基本的な職務はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、所長以外の職について教育委員会が組織上その職を置く必要がないと認めた場合は、この限りでない。

職	職務
所長	1 上司の命を受け、学校給食センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 2 学校給食センターの事務を円滑かつ効率的に執行するため、所属職員の事務分担を定める。
主査	1 上司の命を受け、特に指定された事務を処理する。 2 所長を補佐するとともに、事務の円滑な執行を推進するため、担当職員を監督する。
主任	上司の命を受け、困難な事務に従事する。
主事その他必要な職	上司の命を受け、事務に従事する。
学校給食栄養管理者	上司の命を受け、献立の作成その他栄養に関する業務に従事する。
業務主任	1 上司の命を受け、現場の業務に従事する。 2 所長を補佐するとともに、現場の業務の円滑な遂行のため、担当職員を監督する。
業務副主任	上司の命を受け、業務主任を補佐し、現場の業務に従事する。
業務員	上司の命を受け、施設の維持管理業務に従事する。
調理員	上司の命を受け、調理及びこれに付随する業務に従事する。
用務員	上司の命を受け、単純な労務に従事する。

(学校給食センター運営委員会)

第4条 運営委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(運営委員会の会議)

第5条 運営委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 運営委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(事業計画)

第6条 教育長は、毎年4月1日から翌年3月31日までの事業計画書を作成し、その年の3月20日までに運営委員会の承認を得なければならない。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月26日教委規則第3号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月28日教委規則第2号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年11月28日教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日教委規則第2号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月27日教委規則第1号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月20日教委規則第8号)

この規則は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成19年9月25日教委規則第9号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年1月31日教委規則第1号)

この規則は、平成20年2月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日教委規則第5号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月6日教委規則第4号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和7年3月14日教委規則第3号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。